

No. 26 岩倉市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
市民協働部 環境政策課		0587-38-5808	直通	0587-50-0365
住所	〒482-8686 岩倉市栄町1-66		担当者氏名	佐久田
URL	https://www.city.iwakura.aichi.jp/		E-mail	kankyouseisaku@city.iwakura.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
1							1

前年度実績基数 (0基)

(3) [補助対象地域]

尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ・専用住宅において既存のみなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、10人槽以下の浄化槽を設置する者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③実績報告時に設置場所に住民登録しない者及び居住しない者
- ④自らの住居を目的とする住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑤徴収金（岩倉市税条例第2条第2号で定める市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう）を滞納している者
- ⑥岩倉市暴力団排除条例第2条に定める暴力団及び暴力団員であると認められる者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②浄化槽設置場所の案内図
- ③住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④工事の見積書の写し及び工事請負契約書の写し
- ⑤全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては、浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証
- ⑥浄化槽構造詳細図及び各室の容量並びに汚水量等計算書（国土交通大臣型式認定浄化槽については、型式適合認定書及び仕様書、図面）等その機能を明らかにするもの
- ⑦浄化槽調書の写し（建築確認を受けて設置する場合に限る）
- ⑧配置図（敷地境界線、浄化槽、汚水管、雑配水管、汚水桝、建築物等を図示したもの）
- ⑨浄化槽設備士免状の写し
- ⑩誓約書
- ⑪その他市長が必要とする書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法第7条の規定に基づく検査手数料納入済の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書（同法第7条及び11条）の写し
- ③補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類
- ④浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑤浄化槽使用廃止届出書の写し（既設浄化槽の撤去を伴う場合に限る）

- ⑥施工前、施工中、施工後の写真
- ⑦浄化槽の設置工事に係る領収書及び内訳書の写し
- ⑧浄化槽設備士が確認した検査表（チェックリスト）
- ⑨浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（3ヶ月以内のものに限る）
- ⑩その他市長が必要とする書類

（9）【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に補助を行っている
（5～10人槽：10万円　11人槽以上：15万円）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください